

Global Offshore Wind Summit-Japan2025連携イベント実施業務委託
企画提案競技評価票

評価項目・評価の視点・配点	評価点	係数	配点	得点
評価の視点				
1 業務の理解【配点5点】				
本業務の趣旨及び目的を理解し、業務の成果を適切にイメージできているか。	5・4・3・2・1	1	5	
2 業務の実施手法【配点60点】				
仕様書「3(1)①洋上風力発電関連情報の発信」について、情報の収集から発信に至るまでの手法が明確に示されているか。また、来場者が理解しやすくするための工夫や興味を引き付ける効果的な工夫が提案されているか。	5・4・3・2・1	3	15	
仕様書「3(1)①洋上風力発電関連情報の発信」について、本県へ進出する優位性や県内企業の実績を県外企業に対して発信するなど、県内関連産業の振興に向けた効果的な取組が提案されているか。	5・4・3・2・1	2	10	
仕様書「3(1)②風力発電関連産業体験イベントの企画・運営」について、風車や関連する仕事内容に関して体験者の興味を喚起し、また理解を深められる内容となっているか。	5・4・3・2・1	3	15	
仕様書「3(2)風力発電に関する理解促進セミナーの開催」について、風力発電に関する最新の動向を踏まえた適切なテーマが提案されているか。	5・4・3・2・1	1	5	
仕様書「3(3)本業務の周知・広報」について、多くの来場者を呼び込むための効果的な工夫が提案されているか。	5・4・3・2・1	2	10	
仕様書「3(3)本業務の周知・広報」について、教育機関との連携など、若年世代への普及啓発に向けた効果的な工夫が提案されているか。	5・4・3・2・1	1	5	
3 スケジュール・工程管理、実施計画【配点5点】				
妥当な実施計画(スケジュール)になっているか。また、適切に実行できる根拠・工夫・経験等が示されているか。	5・4・3・2・1	1	5	
4 実施体制・実施能力・事業実績【配点10点】				
本業務の遂行に必要な人員が確保されており、適切な業務実施体制が組まれているか。	5・4・3・2・1	1	5	
過去に同種・類似業務の受託実績があるか。	5・4・3・2・1	1	5	
5 経費の妥当性【配点5点】				
業務の適切な実施に必要な経費が見積もられており、その積算根拠は妥当なものか。	5・4・3・2・1	1	5	
6 その他【配点5点】				
仕様書の要求水準を超える、特に評価すべき効果的な提案等があるか。	5・4・3・2・1	1	5	

Global Offshore Wind Summit-Japan2025連携イベント実施業務委託
企画提案競技評価票

評価項目・評価の視点・配点			評価点	係数	配点	得点
評価の視点						
7「賃金水準の向上」の取組に関する加点【配点5点】						
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3	1	最大 5		
	2.00%以上	4				
	3.00%以上	5				
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表			0.5			
8「女性の活躍推進」の取組に関する加点【配点5点】						
一般事業主行動 計画の策定・届出	従業員100人	女活法 ※2	各	最大 0.5	1	5
	以下の企業	次世代法 ※2	0.25			
えるぼしチャレンジ企業認定 ※3			1	最大 3		
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5			
		プラチナえるぼし	2			
	次世代法 ※2	くるみん	1.5			
		プラチナくるみん	2			
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5				
秋田県知事表彰の 受賞	女性の活躍・両立支援企業表彰		各 0.5	最大 1		
	女性の活躍推進企業表彰					
	子ども・子育て支援知事表彰					
	男女共同参画社会づくり表彰					
						/100点

※1 事業者が選定した方法により、①所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」、②税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類(任意様式。参考様式あり)」のいずれかにより比較する。

※2 女活法:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

次世代法:次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)

若者雇用促進法:青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)

※3 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点が行わないものとする。